12. 令和８年度長崎大学入学者選抜方法等の変更点について（予告）

令和８年度長崎大学入学者選抜等の変更点は，以下のとおりです。
今後変更する可能性があります。その際は，本学ホームページ及び学生募集要項でお知らせいたします。

【医学部医学科】

（１）募集人員の変更

一般選抜（前期日程）及び学校推薦型選抜ⅡＡ（長崎医療枠）の募集人員を次のとおり変更します。

＜令和７年度＞

一般選抜（前期日程）	学校推薦型選抜ⅡＡ（長崎医療枠）
７６人	１５人

⇩

＜令和８年度＞

一般選抜（前期日程）	学校推薦型選抜ⅡＡ（長崎医療枠）
６６人	２５人

（２）一般選抜（前期日程）における学力検査の配点を次のとおり変更します。

＜令和７年度＞

大学入学共通テスト・個別学力検査等の配点等													
試験の区分	国語	地歴	公民	数学	理科	外国語	情報	総合問題	小論文	実技検査	面接又はﾍﾟｰﾊﾟｰ・ｲﾝﾀﾋﾞｭｰ	調査書	配点合計
共通テスト	100	*50		100	100	100	15						465
個別学力検査等				250	250	200					60	40	800
計	100	*50		350	350	300	15				60	40	1265

⇩

＜令和８年度＞

大学入学共通テスト・個別学力検査等の配点等													
試験の区分	国語	地歴	公民	数学	理科	外国語	情報	総合問題	小論文	実技検査	面接又はﾍﾟｰﾊﾟｰ・ｲﾝﾀﾋﾞｭｰ	調査書	配点合計
共通テスト	100	*50		100	100	100	15						465
個別学力検査等				250	250	200					150	40	890
計	100	*50		350	350	300	15				150	40	1355

（3）学校推薦型選抜ⅡD（研究医枠）における学力検査の配点を次のとおり変更します。
英語による面接試験を廃止し，学力検査の配点を次のとおり変更します。

＜令和７年度＞

大学入学共通テスト・学力検査等の配点等																
試験の区分	国語	地歴	公民	数学	理科	外国語	情報	小論文	課題作文	面接	英語面接	小ﾃｽﾄ	志望理由書	調査書	推薦書	配点合計
共通テスト	200	*100		200	200	200	30									930
学力検査等										120	100		80			300
計	200	*100		200	200	200	30			120	100		80			1230

⇩

＜令和８年度＞

大学入学共通テスト・学力検査等の配点等															
試験の区分	国語	地歴	公民	数学	理科	外国語	情報	小論文	課題作文	面接	小ﾃｽﾄ	志望理由書	調査書	推薦書	配点合計
共通テスト	200	*100		200	200	200	30								930
学力検査等										240		80			320
計	200	*100		200	200	200	30			240		80			1250

（4）出願要件の変更

学校推薦型選抜ⅡA（長崎医療枠）及びⅡB（地域医療特別枠）において，出願要件の一部としている「高等学校等の卒業後の経過期間」を１年間延長します。

① 学校推薦型選抜ⅡA（長崎医療枠）

＜令和７年度＞

出 願 要 件	高等学校又は中等教育学校を令和5年4月以降に卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者，あるいは特別支援学校の高等部又は高等専門学校第3年次を令和5年4月以降に修了した者及び令和7年3月に修了見込みの者で，次の各号に該当するもの （本学では，過去の大学入学共通テストの成績は利用しない。） １．次のいずれかに該当するもの ① 長崎県内の小学校，中学校，高等学校又は中等教育学校を卒業した者 ② 長崎県内の高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者 ③ 長崎県内の特別支援学校の小学部，中学部若しくは高等部又は高等専門学校第3年次を修了した者 ④ 長崎県内の特別支援学校の高等部又は高等専門学校第3年次を修了見込みの者 ２．地域医療を志し，学習成績概評がA段階に属する者で，人物に優れ，長崎県の地域医療に貢献することを高等学校長等が責任をもって推薦できるもの ３．令和6年度「地域医療ゼミナール」を受講修了している者 ４．入学後は地域医療枠所定のカリキュラムを履修し，大学卒業後は長崎大学病院及び長崎大学が指定する医療機関等で，①2年間の初期研修に従事すること，②初期研修終了後から引続き3年間の業務に従事することを確約できる者。 ５．大学入学共通テストで，医学部医学科が指定した教科・科目を受験する者 ６．合格した場合は，入学することを確約できる者

⇩

＜令和８年度＞

出 願 要 件	高等学校又は中等教育学校を令和5年4月以降に卒業した者及び令和8年3月卒業見込みの者，あるいは特別支援学校の高等部又は高等専門学校第3年次を令和5年4月以降に修了した者及び令和8年3月に修了見込みの者で，次の各号に該当するもの （本学では，過去の大学入学共通テストの成績は利用しない。） １．次のいずれかに該当するもの ① 長崎県内の小学校，中学校，高等学校又は中等教育学校を卒業した者 ② 長崎県内の高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者 ③ 長崎県内の特別支援学校の小学部，中学部若しくは高等部又は高等専門学校第3年次を修了した者 ④ 長崎県内の特別支援学校の高等部又は高等専門学校第3年次を修了見込みの者 ２．地域医療を志し，学習成績概評がA段階に属する者で，人物に優れ，長崎県の地域医療に貢献することを高等学校長等が責任をもって推薦できるもの ３．令和7年度「地域医療ゼミナール」を受講修了している者 ４．入学後は地域医療枠所定のカリキュラムを履修し，大学卒業後は長崎大学病院及び長崎大学が指定する医療機関等で，①2年間の初期研修に従事すること，②初期研修終了後から引続き3年間の業務に従事することを確約できる者。 ５．大学入学共通テストで，医学部医学科が指定した教科・科目を受験する者 ６．合格した場合は，入学することを確約できる者

② 学校推薦型選抜ⅡＢ（地域医療特別枠）

＜令和７年度＞

出　願　要　件	高等学校又は中等教育学校を令和5年4月以降に卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者，あるいは特別支援学校の高等部又は高等専門学校第3年次を令和5年4月以降に修了した者及び令和7年3月に修了見込みの者で，次の各号に該当するもの （本学では，過去の大学入学共通テストの成績は利用しない。） １．次のいずれかに該当するもの ①　長崎県内の小学校，中学校，高等学校又は中等教育学校を卒業した者 ②　長崎県内の高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者 ③　長崎県内の特別支援学校の小学部，中学部若しくは高等部又は高等専門学校第3年次を修了した者 ④　長崎県内の特別支援学校の高等部又は高等専門学校第3年次を修了見込みの者 ２．地域医療を志し，学習成績概評がＡ段階に属する者で，人物に優れ，長崎県の地域医療に貢献することを高等学校長等が責任をもって推薦できるもの ３．長崎県の推薦がある者 ４．令和6年度「地域医療ゼミナール」を受講修了している者 ５．長崎県と本人及び保護者もしくは法定代理人が地域医療特別枠の従事要件等に同意していること。また，入学後は「長崎県医学修学資金」の貸与を受け，医学部医学科の地域医療特別枠所定のカリキュラムを履修し，在学中にキャリア形成卒前支援プランの適用を受けること。また，大学卒業後は「長崎県キャリア形成プログラム」の適用を受け，新専門医制度における専門医選択について，原則として県指定基本領域（内科，小児科，外科，整形外科，産婦人科，救急科又は総合診療科）を選択し，長崎県が指定する医療機関等で一定期間勤務することを確約できる者 ６．大学入学共通テストで，医学部医学科が指定した教科・科目を受験する者 ７．合格した場合は，入学することを確約できる者

⇩

＜令和８年度＞

出　願　要　件	高等学校又は中等教育学校を令和5年4月以降に卒業した者及び令和8年3月卒業見込みの者，あるいは特別支援学校の高等部又は高等専門学校第3年次を令和5年4月以降に修了した者及び令和8年3月に修了見込みの者で，次の各号に該当するもの （本学では，過去の大学入学共通テストの成績は利用しない。） １．次のいずれかに該当するもの ①　長崎県内の小学校，中学校，高等学校又は中等教育学校を卒業した者 ②　長崎県内の高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者 ③　長崎県内の特別支援学校の小学部，中学部若しくは高等部又は高等専門学校第3年次を修了した者 ④　長崎県内の特別支援学校の高等部又は高等専門学校第3年次を修了見込みの者 ２．地域医療を志し，学習成績概評がＡ段階に属する者で，人物に優れ，長崎県の地域医療に貢献することを高等学校長等が責任をもって推薦できるもの ３．長崎県の推薦がある者 ４．令和7年度「地域医療ゼミナール」を受講修了している者 ５．長崎県と本人及び保護者もしくは法定代理人が地域医療特別枠の従事要件等に同意していること。また，入学後は「長崎県医学修学資金」の貸与を受け，医学部医学科の地域医療特別枠所定のカリキュラムを履修し，在学中にキャリア形成卒前支援プランの適用を受けること。また，大学卒業後は「長崎県キャリア形成プログラム」の適用を受け，新専門医制度における専門医選択について，原則として県指定基本領域（内科，小児科，外科，整形外科，産婦人科，救急科又は総合診療科）を選択し，長崎県が指定する医療機関等で一定期間勤務することを確約できる者 ６．大学入学共通テストで，医学部医学科が指定した教科・科目を受験する者 ７．合格した場合は，入学することを確約できる者

（５）１学校あたりの推薦人員

学校推薦型選抜ⅡＡ（長崎医療枠）及びⅡＢ（地域医療特別枠）において，１学校あたりの推薦人員を次のとおり変更します。

（旧）１学校あたりの推薦人員は，学校推薦型選抜ⅡＡとⅡＢを合わせて１２人以内とする。

（新）１学校あたりの推薦人員に制限はない。

【薬学部】

(1)　薬科学科の一般選抜（後期日程）（募集人員 10 名）を廃止します。

(2)　薬科学科の一般選抜（前期日程）の募集人員を変更（募集人員：26 人→36 人）します。

(3)　薬学科の一般選抜（前期日程）の募集人員を変更（募集人員：34 人→32 人）します。

(4)　薬学科の学校推薦型選抜Ⅱの募集人員を変更（募集人員：6 人→8 人）します。

(5)　薬学科の学校推薦型選抜Ⅱについて，従来の選抜方法に加え，出願期間前に本学において開講する「長崎大学薬学部・薬学研究ゼミナール（仮称）」の受講を修了すること及び大学卒業後は長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程に進学することを確約できることを出願要件とする「薬学研究枠（募集人員：2 人）」を新たに設けます。選抜方法等は以下のとおりです。

また，従来の選抜方法の名称を「地域医療枠（募集人員：6 人）」とします。

なお，「長崎大学薬学部・薬学研究ゼミナール（仮称）」の詳細については決定次第ホームページ等でお知らせします。

＜学校推薦型選抜Ⅱ（薬学研究枠）＞

募　集　人　員	２人
出　願　要　件	高等学校又は中等教育学校を令和 6 年 4 月以降に卒業した者及び令和 8 年 3 月卒業見込みの者，あるいは特別支援学校の高等部又は高等専門学校第 3 年次を令和 6 年 4 月以降に修了した者及び令和 8 年 3 月に修了見込みの者で，次の各号に該当するもの （本学では，過去の大学入学共通テストの成績は利用しない。） １．薬剤師資格をもった研究者・技術者を志し，学習成績概評がＡ段階に属する者で，人物に優れ，博士号の取得を目指して長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程まで進学することを高等学校長等が責任をもって推薦できるもの ２．令和 7 年度「長崎大学薬学部・薬学研究ゼミナール（仮称）」を受講修了している者 ３．大学卒業後は，博士号の取得を目指して長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程に進学することを確約できる者 ４．大学入学共通テストで，薬学部が指定した教科・科目を受験する者 ５．合格した場合は，入学することを確約できる者
選　抜　方　法	高等学校長等から提出された調査書，推薦書，本人自筆の志望理由書，大学入学共通テストの成績及び個人面接の評価を総合して以下のとおり合格者を決定する。 (1) 面接の得点率が 30%未満の者は不合格とする。 また，大学入学共通テスト指定教科・科目の総合計の得点率が，原則として 70%未満の者は，不合格とする。ただし，大学入試センターが発表する大学入学共通テスト（本試験）平均点（中間集計）における平均点を考慮して，総得点の得点率が 70%未満の者でも不合格者としない場合がある。 (2) (1)を除いた者の中から，調査書，推薦書，志望理由書，大学入学共通テスト及び面接の総得点の高い順に合格者を決定する。 (3) 総得点が同点の場合は，次の順序で決定する。 ① 面接の得点が上位の者 ② 調査書・推薦書・本人自筆の志望理由書の総得点が上位の者 ③ 大学入学共通テストの総得点が上位の者 【大学入学共通テスト指定教科・科目】 数　：「数Ⅰ，数Ａ」 「数Ⅱ，数Ｂ，数Ｃ」 理　：「物理」，「生物」から１ 「化学」 外　：英，独，仏，中，韓 から１ 情　：情報Ⅰ ［４教科６科目］

【環境科学部】

（１） 外国人留学生選抜に係る出願要件について以下のように変更します。

（旧）全学部共通の要件のみ

（新）全学部共通の要件を満たし，かつ，日本留学試験の日本語（聴解・聴読解，読解及び記述）合計 320 点以上の得点を有すること。

（２） 外国人留学生選抜に係る合否判定基準について以下のように変更します。

（旧）(1) 以下のいずれかに該当する者は不合格とする。

（ア）小論文の配点 100 点のうち，得点が 50 点未満の者

（イ）面接の配点 150 点のうち，得点が 50 点未満の者

(2) (1)を除いた者の中から，日本留学試験，小論文及び面接の総得点の高い順に合格者を決定する。

(3) 合格者の最下位者が同点で複数いる場合は，その同点者全員を合格とする。

（新）(1) 以下のいずれかに該当する者は不合格とする。

（ア）小論文の配点 100 点のうち，得点が 50 点未満の者

（イ）面接の配点 150 点のうち，得点が 70 点未満の者

(2) (1)を除いた者の中から，日本留学試験，小論文及び面接の総得点の高い順に合格者を決定する。

(3) 合格者の最下位者が同点で複数いる場合は，その同点者全員を合格とする。